

社会福祉法人鳳凰福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳳凰福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

| | 報 酬 (日額) |
|----------|-------------|
| 理事会出席報酬等 | 5,340円(税込み) |

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

| | 報 酬 (日額) |
|-----------|-------------|
| 評議員会出席報酬等 | 5,340円(税込み) |

3 監事が監事監査を行ったときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

| | 報 酬 (日額) |
|------|--------------|
| 監事監査 | 12,480円(税込み) |

4 交通費の支払いは社会福祉法人鳳凰福祉会旅費規程による。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

5 交通費の支払いは社会福祉法人鳳凰福祉会旅費規程による。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する理事は、別表2の範囲において理事手当を支払うことができる。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

平成31年4月1日改訂

別表 1

| 名 称 | 報 酬 | 備 考 |
|------------------|---------------|-------------|
| 理事長業務報酬等(月額) | 22,590 円(税込み) | 職員との兼務がない場合 |
| 理事及び評議員業務報酬等(月額) | 12,480 円(税込み) | 職員との兼務がない場合 |
| 監事監査指導報酬等(月額) | 12,480 円(税込み) | |

別表 2

| 職名 | 理事手当上限 |
|--------|--------------|
| 理事長 | 月額 100,000 円 |
| 業務執行理事 | 月額 80,000 円 |
| 理事 | 月額 50,000 円 |